

盛岡保健所長告示第2号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成19年1月9日

盛岡保健所長 鈴木俊彦

1 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312111321	あべ整形外科医院	岩手郡滝沢村滝沢字巣子 1156 番地 22	平成18年7月31日

2 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312111321	あべ整形外科医院	岩手郡滝沢村滝沢字巣子 1156 番地 22	平成18年7月31日

3 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312111321	あべ整形外科医院	岩手郡滝沢村滝沢字巣子 1156 番地 22	平成18年7月31日
0340142512	ほほえみ薬局	盛岡市本宮二丁目 41 番 1 号	平成18年11月30日